

会計情報

新企業会計準則と国際財務報告基準の相違

1. はじめに

前号 (Vol.151 2015年6月号) では、現行の中国の会計基準は、伝統的な会計基準である「旧企業会計準則・制度」(以下、「旧準則」と表記。)と国際財務報告基準(以下、「IFRS」と表記。)に近い「新企業会計準則」(以下、「新準則」と表記。)の2つが併存していますが、旧準則は徐々に廃止され(财会〔2015〕3号)、新準則に統一される見通しであることをご紹介いたしました。また同時に、中国の日系企業では、まだ、旧準則を採用している企業が少なくない状況ですが、早晚、新準則への移行が求められるであろうことも強調したところです。今回は、この新準則の特徴をIFRSとの差異にフォーカスして解説します。

2. 新準則とIFRSとの同等性

ご存知の通り、新準則は、主として中国国内の証券取引所上場会社に適用することを目的として、2006年2月に中国財政部から公布されました。新準則の制定に際しては、中国経済・企業の発展に寄与するため国際的に遜色ない会計基準の策定を意図し、多くの点で当時のIFRSと共通の考え方が導入されています。新準則は、主として、基本準則および具体準則ならびにその応用指南等の体系から構成されています。具体準則は、当初は38項目でしたが、2014年の大幅改定により41項目にまで増えています。新準則の方向性について、財政部は2010年に「中国会計基準と国際財務報告基準の同等性を継続するためのロードマップ」(以下、「ロードマップ」と表記。)を公表し、以下のように、今後もIFRSとの同等性を維持することを明言しています。

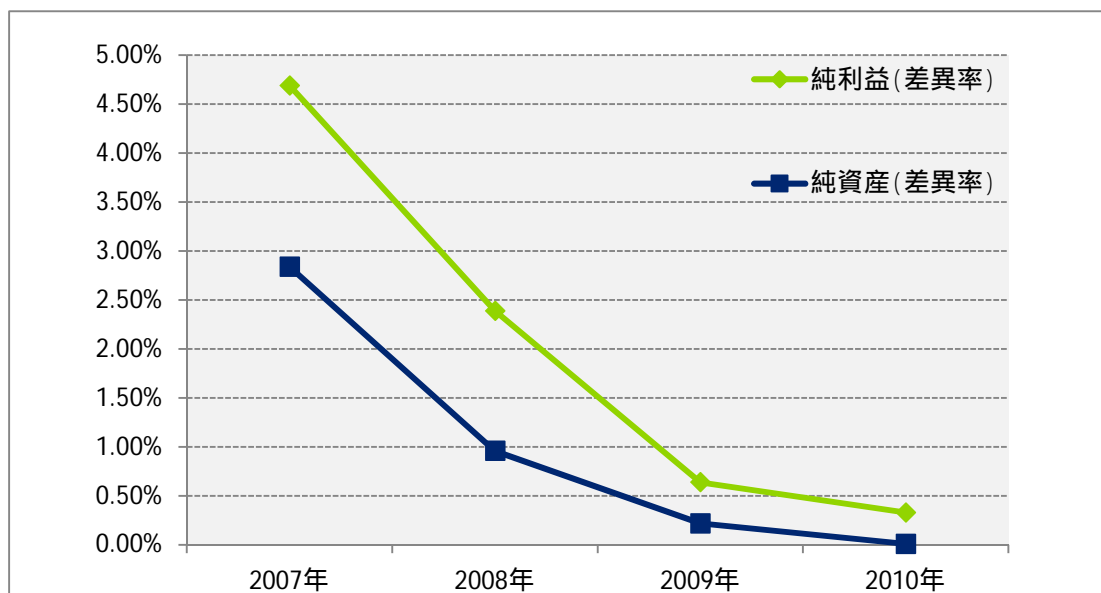
- ・ 2005年11月において、中国会計基準委員会とIASBとは中国会計準則体系がIFRSとの同等性を実現したとの共同声明に署名したことにより、中国会計準則の制定におけるコンバージェンス対応は一定の成果を見た。
- ・ 中国会計準則のIFRSコンバージェンスは、グローバル経済化の経済環境にあって、中国国家経済発展のための必然的な選択である。
- ・ コンバージェンス後も、中国は独自の会計準則を採用し、IFRSアドプションはしない。
- ・ 香港においては2005年からIFRSを採用し、2007年に香港と中国内地との間で、会計基準の同等性を維持する共同声明に署名した。

財政部は、上記のとおり、新準則と IFRS との同等性を維持する、という方針を明確にする一方で、中国企業に適用される会計基準は中国の個別の事情を反映したものでなければならないとも考えており、したがって、中国証券取引所においては、IFRS を直接採用(アドプション)することはしないことも明言しています。

当該ロードマップの関連資料として、財政部の「わが国上場企業 企業会計基準の運用状況分析報告」があります。当該資料の中に、中国国内証券取引所の上場企業が同時に香港証券取引所に上場している場合の両証券取引所での開示財務数値の比較分析があります。すなわち、これらの中国企業は、中国国内証券取引所では中国新準則で財務諸表を作成開示し、同時に香港証券取引所では IFRS で財務諸表を作成開示しているため、会計処理に関して、新準則と IFRS との間に会計基準差異があった場合には、これが会計基準差異となり、その差異を定量的に把握できることとなります(対象会社は約 50~60 社)。財政部は、当該会計基準差異の分析を 2007 年から 2010 年まで実施しており、これにより、中国新準則の IFRS とのコンバージェンスの状況を定量的に知ることができます。

下表は当該財政部の分析資料をグラフに置き換えたものであり、ここから 2007 年の新準則導入初年度では、純資産で 3%弱、純利益で 5%弱の乖離があったものが、2010 年ではほぼ差異が解消されていることが見て取れます。

【中国新準則と IFRS との相違】



3. 新準則と IFRS との相違点

上述のとおり、新準則は IFRS とほぼ同等性が維持されている一方で、一定の相違点も存在しています。現在、新準則と IFRS との特に留意すべき重要な相違点として、以下が挙げられます。

| 項目 | 新準則の規定 | IFRS の規定 |
|------------------|---|---|
| 財務諸表の様式 | <ul style="list-style-type: none"> 新準則第 30 号「財務諸表の表示」等に定める様式に従う。 財務諸表の表示方法、勘定科目設定等に中国特有のものがみられる。 | <ul style="list-style-type: none"> IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従う。 |
| 連結財務諸表の作成義務 | <ul style="list-style-type: none"> 親会社は、連結財務諸表を作成しなければならない。ただし、投資企業（投資者に投資管理サービスを提供すること等を目的とする企業）を除く。 | <ul style="list-style-type: none"> 親会社は、一定の要件を満たす場合は、連結財務諸表を作成する必要はない。 |
| 有形固定資産および無形資産の評価 | <ul style="list-style-type: none"> 原価モデルの採用のみ認めている。 | <ul style="list-style-type: none"> 取得後の会計方針として、原価モデルと再評価モデルの選択を認めている。 |
| 土地使用権の表示 | <ul style="list-style-type: none"> 土地使用権は無形資産に含めて表示される。 | <ul style="list-style-type: none"> 土地使用権は、土地の長期オペレーティング・リース契約と解釈され、長期前払費用として表示される。 |
| 資産の減損戻入 | <ul style="list-style-type: none"> 資産（有形固定資産、無形資産、のれん等を含む）の減損損失は、以後の会計期間における戻入は禁止されている。 | <ul style="list-style-type: none"> のれんを除き、過去に認識した減損損失は、回収可能価額が回復した場合には、戻入をしなければならない。 |
| 政府補助金 | <ul style="list-style-type: none"> 資産に関する政府補助金は繰延収益として認識し、且つ、関連する資産の耐用年数内に均等に配分して損益に計上する。 圧縮記帳による直接減額は認められない。 | <ul style="list-style-type: none"> 資産に関する補助金は、繰延収益として計上する方法、又は補助金額を控除して資産の帳簿価額を算出する方法（直接減額）のいずれかによって表示される。 |
| 共通支配下における企業結合 | <ul style="list-style-type: none"> 共通支配下の企業結合取引において、結合企業が取得した資産および負債は、被結合企業の帳簿価額に基づき測定する（プーリング法）。 | <ul style="list-style-type: none"> 共通支配下における企業結合は、IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲外であり、規定がない。 |
| 従業員奨励および福利基金 | <ul style="list-style-type: none"> 外商投資企業が利益処分時に積立てる「従業員奨励および福利基金」は、未処分利益から「未払従業員報酬」（負債）科目に計上される。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該従業員奨励および福利基金は、一般に、IFRS において損益計算書上の費用項目とされる。 |

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited